

○国立大学法人筑波大学における職員の心身の状態に関する情報取扱規程

〔 令和5年10月26日
法人規程第46号 〕

国立大学法人筑波大学における職員の心身の状態に関する情報取扱規程

(趣旨等)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学職員の安全衛生管理規則（平成16年法人規則第29号。第3条において「安全衛生管理規則」という。）その他の法人規則等に基づき、国立大学法人筑波大学における健康診断、ストレスチェック、産業医等による面接指導等により得た職員の心身の状態に関する情報（以下「心身の状態に関する情報」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 心身の状態に関する情報の保護管理については、国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）及び国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程（平成17年法人規程第10号）に定めるもののほか、この法人規程の定めるところによる。

(利用目的の特定)

第2条 心身の状態に関する情報は、職員の健康確保措置の実施又は安全配慮義務の履行のために利用する。

(環境・安全衛生管理委員会への委任)

第3条 心身の状態に関する情報を取り扱う者並びに取り扱う情報の種類及びその権限については、安全衛生管理規則第7条に規定する環境・安全衛生管理委員会が別に定める。

(利用目的及び取扱方法の周知)

第4条 心身の状態に関する情報を取り扱う場合は、あらかじめその利用目的及び取扱方法を国立大学法人筑波大学基幹サイトへ掲載等することにより周知するものとする。

附 則

この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。